

第6号様式

随意契約について

| | |
|-------|-----------|
| 公表年月日 | 令和8年6月1日 |
| 担当課 | 地域包括ケア推進課 |

| | |
|----------|--|
| 契約業者名・住所 | 医療法人社団 誠馨会 千葉県千葉市若葉区加曾利町1835番地1 |
| 工事等の名称 | 松戸市矢切地域包括支援センター運營業務委託 |
| 工事等の場所 | 松戸市矢切地域包括支援センター |
| 種別 | 運營業務委託 |
| 工事等期間 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日 |
| 契約金額 | 38,726,308円 |
| 工事等の概要 | 高齢者相談支援業務・高齢者地域活動支援業務・高齢者つながり協力員事業運營業務委託 |
| 随意契約の理由 | 令和5年3月31日で15地域の地域包括支援センターの委託期間が満了となることを受け、令和4年度に公募型プロポーザルを実施致しました。本事業の委託業者の選定に当たっては、松戸市地域包括支援センター運営事業者選考委員会条例に基づく選考委員会にて選考が行われた後、医師、保健福祉に関する学識経験者、介護サービス事業者等で構成する松戸市介護保険運営協議会（松戸市地域包括支援センター運営協議会を兼ねる協議体）で審査・承認を受け、採択されます。松戸市矢切地域包括支援センターについては、選考委員会による厳正なる選考の結果、医療法人社団 誠馨会が受託候補者として選定され、松戸市介護保険運営協議会による承認が得られたことから同法人が今回の契約相手方として最適であると思料されます。このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、随意契約とするとともに、松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定を適用し、当該事業者から見積を徴するものです。 |